

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市指定管理者選定等委員会
委員長 金谷 重樹

令和 7 年度指定管理者業務評価の結果について（報告）

指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施要領、基本協定書等に基づき実施しました標記について、下記のとおり報告します。

記

1. 令和 7 年度評価対象施設

施設名	指定管理者名	施設所管課
コミュニティセンター（羽曳が丘、丹比、東部）	株式会社 クリーン工房	市民協働ふれあい課
市民会館・古市集会所	株式会社 みのりの里	市民協働ふれあい課
道の駅しらとりの郷羽曳野	株式会社 クリーン工房	道路公園課
健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場	株式会社 クリーン工房	生涯学習スポーツ課

2. 評価経過

令和 7 年 6 月 16 日から 7 月 9 日まで	指定管理者による 1 次評価及び施設所管課による 2 次評価
令和 7 年 8 月 19 日から 9 月 3 日まで	羽曳野市指定管理者選定等委員会委員 6 名による点数評価（個人評価）
令和 7 年 10 月 30 日	第 2 回羽曳野市指定管理者選定等委員会にて総合評価の実施

3. 評価方法

指定管理者業務評価シート及びモニタリング評価基準に記載の評価基準に基づき、42 の評価指標について、指定管理者による 1 次評価、施設所管課による 2 次評価を 2 ～ 4 段階（a ～ d 評価）で実施しました。

その結果をもとに、17 の評価項目について、羽曳野市指定管理者選定等委員会委員による 1 ～ 4 点の点数評価を行いました。そのうえで、総合計点 66 点を満点とし、委員会評価点数（評価項目ごとの委員の平均点）の合計点をもって 4 段階（A ～ D）の総合評価を実施しま

した。

◆評価一覧

	評価実施者	評価	評価対象
1次評価	指定管理者	a～d（2～4段階）評価	※42 評価指標
2次評価	施設所管課	a～d（2～4段階）評価	※42 評価指標
委員会評価	羽曳野市指定管理者 選定等委員会	1～4点評価	17 評価項目
総合評価	羽曳野市指定管理者 選定等委員会	A～D（4段階）評価	委員会評価合計点数

※施設の性格等に応じて、評価対象外の評価項目、評価指標が存在するため、上表の評価対象数を下回る施設があります。

◆評価項目・評価指標

	評価項目	評価指標
1	関係法規等の遵守	法令、条例等に基づき、適切な管理を行っている。（法令に基づく、届出、報告書の提出を含む）
		業務に従事する職員は関係法規等の習得が適切に行われている。
2	個人情報の保護	個人情報保護に関する規程が整備されている。
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。
		職員に対する研修を実施している。
3	情報公開	情報公開に関する規程が整備されている。
		協定書等に従い、情報を適切に管理、公表している。
4	施設管理	条例等に従い、開館日、開館時間を遵守している。
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。
5	維持管理	仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。
		仕様書等に従い、施設・設備の保守管理を適切に行っている。
		協定書等に従い、適切に修繕を行い、市に報告している。
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。
6	外部委託	業務の一括委託又は主たる部分の委託は行われていないか。
		外部委託の内容は事前に市の承認を受けており、適切である。
7	管理記録	文書の管理・保存が適切に行われている。
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。
8	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。
9	保険への加入	必要な賠償保険に加入している。
10	経費の執行管理	専用の口座、帳簿等を備え、適切に経理事務を行っている。
		経費が削減され、またはその節減に向けた努力を行っている。（非公募で精算制をとっている施設のみ対象）

		収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。
11	利用承認業務	利用承認、利用料金の徴収、減免等が適切に行われている。 利用者の平等利用が確保されている。
12	人員体制	事業計画書に即し、人員を不足なく配置している。 事業計画書に即し、就職困難者の採用促進（取組等）が図られている。 組織の指揮命令系統が明確にされている。 必要な資格、経験等を有する人員が確保されている。 計画的に研修等を実施している。
13	緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が確保されている。 緊急時のマニュアル等が整備され、定期的に訓練を行っている。
14	連絡調整	協定書に従い、各種報告書を市に提出している。 市との連絡調整及び連携を適切に行っている。 地域住民、関係団体等との連絡調整及び連携を適切に行っている。
15	利用者対応	苦情、要望等に対して、迅速かつ適切に対応し、遅滞なく市に報告している。 言葉遣い、態度、服装等の接遇について適切である。 社会的弱者への配慮がなされている。 利用者アンケート調査の実施や、利用者等から直接意見、要望を聴く機会を定期的に設けることなどにより利用者ニーズを把握し、その結果を業務の改善等に反映させている。
16	サービス・利用の向上	施設や事業のPRを適切に行っている。 事業計画書に基づいた自主事業等が行われている。 施設の利用促進（利用者の増加等）が図られている。
17	団体の財務状況	団体の財務状況は、指定管理者選定時と比較して大きな変化はない。

※評価項目・指標は施設の性格等により、異なる場合及び評価の対象としない場合があります。

◆総合評価の基準

総合評価	評価の定義	満点に対する 委員会評価合計点数の割合	66点満点の場合
A	優れている	8割以上	53点以上
B	適正に管理されている	6割以上8割未満	40点以上53点未満
C	一部に改善を要する	4割以上6割未満	27点以上40点未満
D	多くに改善を要する	4割未満	27点未満

◆羽曳野市指定管理者選定等委員会 6名

役職	委員氏名	区分	備考
委員長	金谷 重樹	学識経験者	摂南大学法学部名誉教授
副委員長	金森 淳	市職員	—
委員	梶 哲教	学識経験者	大阪学院大学准教授
委員	渡邊 明久	公認会計士等	公認会計士
委員	淋 信行	市職員	—
委員	南里 民恵	市職員	—

4. 評価結果

施設名	満点	委員会評価 合計点数	総合評価
コミュニティセンター（羽曳が丘、丹比、東部）	66	55	A
市民会館・古市集会所		51	B
道の駅しらとりの郷羽曳野		53	A
健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場		50	B

詳細は令和7年度指定管理者業務評価シートのとおり